

9 月定例記者会見概要

と き 令和 7 年 8 月 2 2 日（金）

午前 1 0 時 3 0 分から

ところ 市役所北庁舎 3 階 庁議室

1 令和 7 年第 5 回（9 月）尾張旭市議会定例会

- (1) 招集期日 9 月 1 日（月）（告示：8 月 2 2 日（金））
- (2) 会期（予定） 9 月 1 日（月）～9 月 2 6 日（金） 2 6 日間
- (3) 付議事件
 - ・ 議案…………… 1 4 件
 - 補正予算…………… 6 件
 - 条例の制定・一部改正…………… 7 件
 - その他…………… 1 件
 - ・ 同意案…………… 2 件
 - ・ 認定…………… 8 件

※ 資料 2 「令和 7 年第 5 回（9 月）尾張旭市議会定例会付議事件一覧」のとおり

2 その他資料

- (1) 市役所開庁時間の変更について <企画課>
- (2) 尾張旭市民祭及び警固について <産業課>
- (3) 矢田川らくがきフェスティバルについて <公園農政課>

令和 7 年第 5 回（9 月）尾張旭市議会定例会付議事件一覧

1 議案（14 件）

番号	件名
第 44 号議案	令和 7 年度尾張旭市一般会計補正予算（第 3 号）
第 45 号議案	令和 7 年度尾張旭市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
第 46 号議案	令和 7 年度尾張旭市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
第 47 号議案	令和 7 年度尾張旭市旭平和墓園事業特別会計補正予算（第 1 号）
第 48 号議案	令和 7 年度尾張旭市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
第 49 号議案	令和 7 年度尾張旭市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
第 50 号議案	尾張旭市犯罪被害者等支援条例の制定について
第 51 号議案	尾張旭市立公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
第 52 号議案	尾張旭市東部市民センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について
第 53 号議案	尾張旭市多世代交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第 54 号議案	尾張旭市ふれあい農園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第 55 号議案	尾張旭市道路占用料条例及び尾張旭市公共用物の管理に関する条例の一部改正について
第 56 号議案	尾張旭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
第 57 号議案	尾張旭市瑞鳳児童館等の指定管理者の指定について

2 同意案（2 件）

番号	件名
同意案第 4 号	教育長の任命について
同意案第 5 号	教育委員会委員の任命について

3 認定（8 件）

番号	件名
認定第 1 号	令和 6 年度尾張旭市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2 号	令和 6 年度尾張旭市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3 号	令和 6 年度尾張旭市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4 号	令和 6 年度尾張旭市旭平和墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5 号	令和 6 年度尾張旭市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6 号	令和 6 年度尾張旭市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号	令和6年度尾張旭市水道事業会計利益の処分及び決算認定について
認定第8号	令和6年度尾張旭市公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

令和7年第5回（9月）尾張旭市議会定例会日程

（会期26日間）

開催日	曜日	開議時間	会議名	日程等
第1日 9月1日	月	午前9時30分	本 会 議	議会運営委員長報告 1 会議録署名者の指名 2 諸報告 3 会期の決定 4 委員会の所管事務調査報告の件 5 議案 上程、提案理由の説明 6 同意案 上程、提案理由の説明 7 認定 上程、提案理由の説明
第2日 9月2日	火		休 会	
第3日 9月3日	水		〃	
第4日 9月4日	木		〃	
第5日 9月5日	金	午前9時30分	本 会 議	1 一般質問
第6日 9月6日	土		休 会	
第7日 9月7日	日		〃	
第8日 9月8日	月	午前9時30分	本 会 議	1 一般質問 2 議案質疑 3 議案の討論、採決又は委員会付託 4 請願・陳情
第9日 9月9日	火	〃	〃	
		本会議終了後	予算決算委員会 (全体会)	総括説明及び人件費予算の説明（一般会計のみ） 分科会への割り振り
第10日 9月10日	水		休 会	
第11日 9月11日	木		〃	
第12日 9月12日	金		〃	
第13日 9月13日	土		〃	
第14日 9月14日	日		〃	
第15日 9月15日	月		〃	
第16日 9月16日	火	午前9時30分	福祉文教委員会	付託議案等の審査
		福祉文教委員会 終了後	予算決算委員会 福祉文教分科会	付託議案の審査
第17日 9月17日	水	午前9時30分	都市環境委員会	付託議案等の審査
		都市環境委員会 終了後	予算決算委員会 都市環境分科会	付託議案の審査
第18日 9月18日	木	午前9時30分	総務委員会	付託議案等の審査
		総務委員会 終了後	予算決算委員会 総務分科会	付託議案の審査
第19日 9月19日	金		分科会予備日	
第20日 9月20日	土		休 会	
第21日 9月21日	日		〃	
第22日 9月22日	月	午前9時30分	予算決算委員会 (全体会)	分科会会長報告及び報告に対する質疑 討論、採決
第23日 9月23日	火		休 会	
第24日 9月24日	水		〃	（予定：午前9時30分 各派代表者会）
第25日 9月25日	木	午前9時30分	議会運営委員会	
第26日 9月26日	金	午前9時30分	本 会 議	議会運営委員長報告 1 諸報告 2 委員会の所管事務調査報告の件 3 委員長報告及び報告に対する質疑 4 付託議案等の討論、採決

※ 委員会等の開催は予定であり、変更となる場合があります。

公共施設の使用料等の見直しに関する議案について

本市では、原則、令和8年4月1日から公共施設の使用料及び利用料（以下「使用料等」という。）を見直すため、関係する条例改正議案の提出を予定しています。

1 見直しの背景と目的

現在、本市で適用されている使用料等は、平成15年度に設定された基準を基としており、消費税率の変更に伴う見直しは行ってまいりましたが、それ以降見直ししておらず、近年の急激な物価高騰や施設の老朽化に伴う維持管理費の大幅な増加に対応した料金体系とはなっていません。

このような状況を踏まえ、令和7年5月に策定した「公共施設使用料の見直しに関する基本方針」に基づき、施設の利用者と、施設を利用しない市民の皆様との「負担の公平性」を図ることを目的に、公共施設の料金体系を見直すこととします。

2 今回見直しの対象施設（法令等で使用料等を徴収できない施設を除く）

施設名	所管課
東部市民センター、スカイワードあさひ、渋川福祉センター、新池交流館、城山コミュニティセンター	暮らし政策課
多世代交流館	長 寿 課
中央公民館、地区公民館(9館)、文化会館、どうだん亭	生涯学習課

3 使用料等の算定方法

今回の使用料等改定にあたり、以下の方法で新たな料金を算出しています。

(1) 算定方法

$$\text{使用料等} = \text{原価（コスト）}^{\ast 1} \times \text{受益者負担割合}^{\ast 2}$$

※1 原価（コスト）：施設の維持管理にかかる人件費や維持管理費

※2 受益者負担割合：利用者が負担する割合で、市場性などを考慮した割合
（今回の見直し施設は、全て一律50%）

(2) 激変緩和措置

急激な料金変更による影響を避けるため、改定後の使用料等は、原則として、上限は現行料金の概ね1.2倍、下限は現行料金の概ね0.8倍としています。

4 見直し時期（適用開始予定）

施行日である令和8年4月1日以降の使用分から、新料金とします。

※ 文化会館は1年前の申請者との料金の整合性を図るため施行日を令和9年4月1日としています。

5 周知方法

広報誌、市ホームページへの記事の掲載、各施設へのポスター掲示、利用者へのチラシ配布によってお知らせする予定です。

議案の概要

1 議案（14件）

第44号議案 令和7年度尾張旭市一般会計補正予算（第3号）（財政課）

（単位 千円）

補正前予算額	32,045,379	補正予算額	1,176,316	補正後予算額	33,221,695
歳入	株式等譲渡所得割交付金			93,000	
	地方交付税			365,000	
	国庫支出金				
	・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金			27,137	
	繰入金				
	・財政調整基金繰入金			△200,000	
	・公共施設整備基金繰入金			△20,000	
	繰越金			839,712	
歳出	市債				
	・消防車両購入事業			20,600	
	財政調整基金積立金			594,857	
	公共施設整備基金積立金			43,000	
	後期高齢者医療療養給付費負担金			48,527	
	公立陶生病院組合負担金			214,000	
	公共施設用地購入費（土地開発基金先行取得用地購入費）			88,426	
	国県支出金等返納金			70,000	
市税等過年度収入還付金及び還付加算金			20,000		
繰越明許費補正 8件、債務負担行為補正 1件、地方債補正 3件					

第45号議案 令和7年度尾張旭市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

（保険医療課）

（単位 千円）

補正前予算額	7,170,000	補正予算額	27,860	補正後予算額	7,197,860
歳入	繰越金			27,860	
歳出	基金積立金			23,860	
	諸支出金（一般被保険者保険税還付金）			4,000	

第46号議案 令和7年度尾張旭市土地取得特別会計補正予算（第1号）（財政課）

（単位 千円）

補正前予算額	269,000	補正予算額	88,524	補正後予算額	357,524
歳入	財産収入			88,425	
歳出	諸支出金（土地開発基金償還金）			88,424	

第 4 7 号議案 令和 7 年度尾張旭市旭平和墓園事業特別会計補正予算（第 1 号）（環境課）

（単位 千円）

補正前予算額	98,700	補正予算額	328	補正後予算額	99,028
歳入	繰越金				328
歳出	予備費				328

第 4 8 号議案 令和 7 年度尾張旭市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）（長寿課）

（単位 千円）

補正前予算額	6,980,000	補正予算額	296,140	補正後予算額	7,276,140
歳入	国庫支出金				100,293
	県支出金				51,614
	繰越金				143,508
歳出	基金積立金				301,750
	諸支出金（国県支出金等返納金）				△6,110

第 4 9 号議案 令和 7 年度尾張旭市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

（保険医療課）

（単位 千円）

補正前予算額	1,765,000	補正予算額	9,667	補正後予算額	1,774,667
歳入	繰越金				9,667
歳出	後期高齢者医療広域連合納付金				9,940

第50号議案 尾張旭市犯罪被害者等支援条例の制定について（市民活動課）

犯罪被害者等支援を推進するため、所要の整備を図る。

施行期日 令和7年10月1日

**第51号議案 尾張旭市立公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
（生涯学習課）**

尾張旭市立公民館、尾張旭市文化会館及び尾張旭市どうだん亭の使用料等を変更するため、所要の整備を図る。

施行期日 公布の日、令和8年4月1日、令和9年4月1日

【概要】

- ・ 公共施設使用料の見直しに関する基本方針（令和7年5月）に基づくもの
- ・ 中央公民館ロッカーを行政財産目的外使用料から公民館使用料に組替えするため、別表第3として規定

第52号議案 尾張旭市東部市民センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について（暮らし政策課）

尾張旭市東部市民センター、尾張旭市スカイワードあさひ、尾張旭市渋川福祉センター、尾張旭市新池交流館及び尾張旭市城山コミュニティセンターの使用料を変更するため、所要の整備を図る。

施行期日 公布の日、令和8年4月1日

【概要】

- ・ 公共施設使用料の見直しに関する基本方針（令和7年5月）に基づくもの
- ・ 新池交流館については、新たに卓球台の使用料を徴収するため、別表を全部改正

**第53号議案 尾張旭市多世代交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
（長寿課）**

尾張旭市多世代交流館の開館時間及び使用料を変更するため、所要の整備を図る。

施行期日 公布の日、令和8年4月1日

【概要】

- ・ 公共施設使用料の見直しに関する基本方針（令和7年5月）に基づくもの
- ・ 開館時間の見直しを合わせて行う。

改正前 4月1日から10月31日まで 午前7時から午後5時まで

11月1日から翌年の3月31日まで 午前8時30分から午後5時まで
で
改正後 午前9時から午後5時まで（通年）

第54号議案 尾張旭市ふれあい農園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
(公園農政課)

尾張旭市ふれあい農園の使用料を変更するため、所要の整備を図る。
施行期日 公布の日、令和8年4月1日

第55号議案 尾張旭市道路占用料条例及び尾張旭市公共用物の管理に関する条例の一部改正について (土木管理課)

道路占用料及び公共用物の使用料を改定するため、所要の整備を図る。
施行期日 令和8年4月1日

第56号議案 尾張旭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
(経営政策課)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を図る。
施行期日 令和7年10月1日

第57号議案 尾張旭市瑞鳳児童館等の指定管理者の指定について (こども未来課)

尾張旭市瑞鳳児童館、尾張旭市三郷児童館及び尾張旭市渋川児童館の管理を行わせる団体として、株式会社日本保育サービスを指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。
指定期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

2 同意案（2件）

同意案第4号 教育長の任命について（人事課）

令和7年9月30日で任期満了となる教育長 三浦 明 氏を再度任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

同意案第5号 教育委員会委員の任命について（人事課）

令和7年9月30日で任期満了となる教育委員会委員 山本 真依子 氏の後任として 市野 正枝 氏を新たに任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

3 認定（8件）

一般会計、特別会計及び企業会計における令和6年度決算の認定等

認定第1号 令和6年度尾張旭市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和6年度尾張旭市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和6年度尾張旭市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和6年度尾張旭市旭平和墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和6年度尾張旭市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 令和6年度尾張旭市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 令和6年度尾張旭市水道事業会計利益の処分及び決算認定について

認定第8号 令和6年度尾張旭市公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

令和7年度9月補正予算資料

令和7年8月22日 尾張旭市総務部財政課

1 補正予算額総括表

(単位：千円)

会計区分		補正前額	補正額	補正後額
一般会計		32,045,379	1,176,316	33,221,695
特別会計		16,282,700	422,519	16,705,219
企業会計	収入	5,140,166	-	5,140,166
	支出	5,960,253	-	5,960,253

2 一般会計の補正予算額財源内訳

(単位：千円)

内訳	補正額
県税交付金等・地方交付税	448,000
国県支出金	63,610
繰入金	△ 220,000
繰越金	839,712
市債	34,100
その他	10,894
合計	1,176,316

3 主な補正内容

項番	内 容	補正予算額	会計区分	予算書 ページ	部・課名	事務事業名	参考 資料
1	全国瞬時警報システムの新型受信機を整備します。	3,500 千円	一般会計	21	総務部 危機管理課	防災行政無線等管理事業	①
2	旭城の老朽化により屋根瓦が落下する危険があるため、仮設の安全対策を実施します。	2,000 千円	一般会計	16	市民生活部 暮らし政策課	コミュニティ拠点施設整備事業	-
3	犯罪被害者等支援条例を制定し、市民が安心して暮らせる社会の実現を目指します。	100 千円	一般会計	16	市民生活部 市民活動課	地域防犯事業	②
4	土地開発基金で先行取得した公共施設用地の買戻しを行います。	88,426 千円	一般会計	19	市民生活部 産業課	一般管理経費	-
5	旭色プロジェクトをPRするため、市民参加型イベント等を実施します。	1,100 千円	一般会計	19	市民生活部 産業課	にぎわい交流促進事業	③
6	自治会などのニーズの高まりにより、折り畳み式ごみ収集ボックス購入費補助金の予算を増額します。	1,000 千円	一般会計	19	市民生活部 環境事業センター	ごみ収集運搬事業	-
7	公立陶生病院組合への負担金を増額し、病院の安定した経営を支援します。	214,000 千円	一般会計	19	健康福祉部 健康課	公立陶生病院組合負担金	-
8	保健福祉センターの3階北西部分を改修し、こども家庭センターを移転整備します。	3,000 千円	一般会計	18	こども子育て部 こども未来課 こども家庭課	こども子育て施設整備事業	-
9	民間保育所に対する給食費の負担軽減のための支援を実施します。	1,000 千円	一般会計	17	こども子育て部 保育課	特定教育・保育実施事業	-
10	申請者の増加により、民間木造住宅等耐震改修費補助金の予算を増額します。	4,422 千円	一般会計	20	都市整備部 都市計画課	民間木造住宅等耐震改修促進事業	-
11	消防活動の訓練や来庁者の駐車場などとして有効に使用できるよう、グランド部分をアスファルト舗装します。	10,000 千円	一般会計	21	消防本部 消防総務課	消防庁舎・地域消防防災施設整備事業	-
12	中学校部活動の受皿となる地域クラブ活動を試行実施します。	435 千円	一般会計	21	教育委員会 学校教育課	学校体育・文化支援事業	④

全国瞬時警報システム（J－ALERT）の新型受信機を整備します。

総務部 危機管理課
災害対策係
0561-76-8127（直通）

令和7年度9月補正予算：3,500千円 ※繰越明許費

能登半島地震など、大規模な地震災害が頻発する中、住民の迅速かつ確実な避難ができるようにするため、地域単位で細分化した情報が受信できる全国瞬時警報システムの新型受信機を整備します。

全国瞬時警報システム新型受信機整備委託

- 委託料
3,500千円
- 対象機器
受信機 1台

■全国瞬時警報システム（J－ALERT）とは

弾道ミサイル、緊急地震速報、気象警報等の時間的余裕がない事態が発生した際に、国から発信された情報について防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を直接そして瞬時に伝達することができるシステムです。

一般会計

犯罪被害者等支援条例を制定し、市民が安心して暮らせる社会の実現を目指します。

市民生活部 市民活動課
交通防犯係
0561-76-8128 (直通)

令和7年度9月補正予算：100千円

犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、条例を制定し、支援に関する施策を実施します。また、犯罪行為による精神的、経済的打撃の緩和のために、要綱を制定し、支援金を給付します。

1 犯罪被害者等支援条例の内容

- (1) 犯罪被害者等の相談に応じ、情報の提供や助言、関係機関等との連絡調整を行います。
- (2) 犯罪被害者等支援に関する広報及び啓発を行います。
- (3) 犯罪被害者等支援を担う人材の育成を図ります。
- (4) 犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図ります。

2 犯罪被害者等支援金の給付

犯罪行為によって、亡くなられた犯罪被害者の御遺族や、犯罪行為により重傷病や精神疾患を負わされた犯罪被害者へ支援金を給付します。

- (1) 遺族支援金 300千円
- (2) 重傷病支援金 100千円
- (3) 精神療養支援金 25千円

3 条例及び給付要綱施行日（予定）

令和7年10月1日

一般会計

旭色プロジェクトをPRするため、市民参加型イベント等を実施します。

市民生活部 産業課
にぎわい交流係
0561-76-8137 (直通)

令和7年度9月補正予算：1,100千円

第5弾旭色プロジェクトのPR効果を高めるため、県内出身アーティストを起用した市民参加型イベント等を実施します。

【旭色プロジェクト】

消費喚起及びにぎわい創出のために、市の魅力を伝える新商品を開発及びPRするプロジェクトです。

令和2年度から実施しており、回を重ねるごとに参加事業者も増え、第5弾となる今年度は、過去最大の55事業者が参加しています。

【追加PRイベント】

県の元気な愛知の市町村づくり補助金の対象事業として採択を受けましたので、10月開催の市民祭で旭色のPRブースを設置し、そのブースで巨大な絵を来場者と一緒に完成させるという市民参加型のイベントを追加で実施します。

起用するアーティストは、チラシやリーフレット、ノベルティのデザイン及び監修を担当する愛知県出身のかたに依頼する予定です。

多くの市民が訪れる市民祭で市民参加型イベントを行うことで、市民祭以降に実施する周遊企画のPR効果をさらに高めます。

【事業費】

旭色プロジェクト推進委託料	(当初)	6,000千円
〃 PR事業委託料	(補正)	1,100千円
	(全体)	7,100千円

※地域の魅力商品PR事業(1,300千円)と合わせて8,400千円が補助対象(補助率1/2)



昨年度の旭色プロジェクト

一般会計

**中学校部活動の受皿となる地域クラブ活動を試行
実施します。**

教育委員会事務局
学校教育課 庶務係
0561-76-8176 (直通)

令和7年度9月補正予算：435千円

中学校部活動の新たな取り組みとして、生徒への多様な指導機会の提供による質の向上や活動の場の拡大等による教育環境の改善について検証するため、地域クラブを試行的に実施します。

- 合同地域バスケットボールクラブの試行
県の委託事業費を活用し、専門性豊かな指導を受ける機会の提供と教職員の勤務形態の見直しを図ります。
 - ・実施日程：令和7年10月から令和8年2月までの休日
週1回（全10回程度）



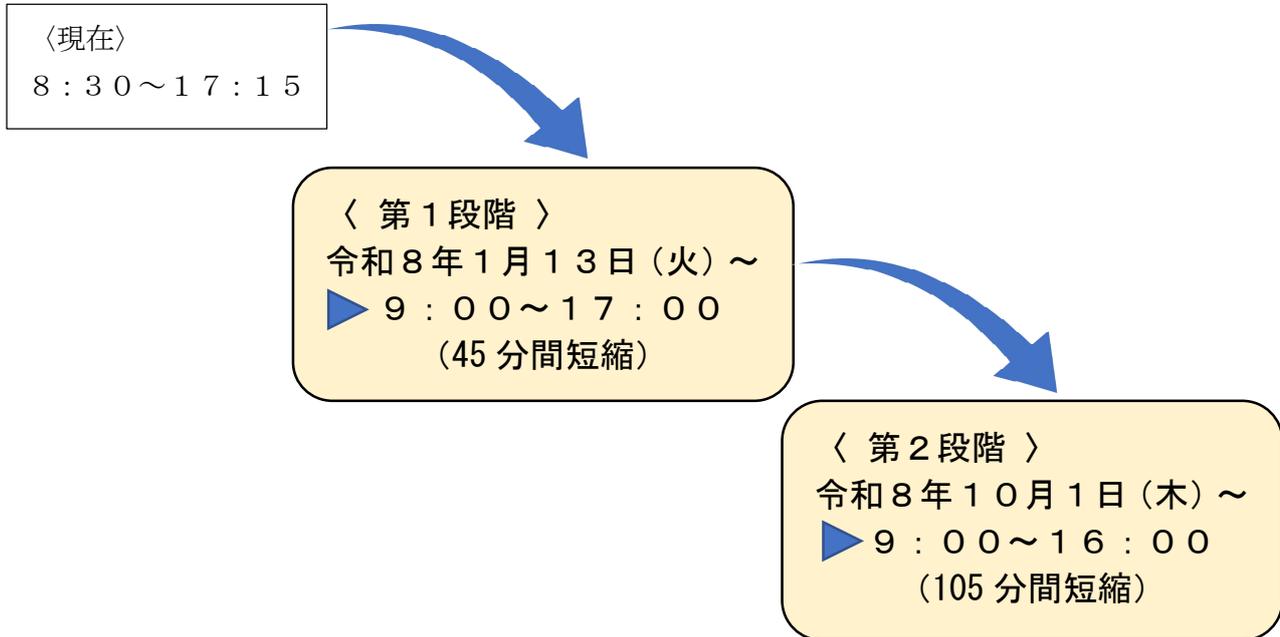
- 新種目（ダンス）クラブの試行
既存の中学部活動にはない種目を、専門インストラクターによる指導で、安全かつ質の高い活動の提供を図ります。
 - ・実施日程：令和7年10月から12月までの休日
週1回（全6回）



市役所開庁時間の変更について

1 概要

市役所の開庁時間（窓口サービスを行う時間）について、以下のとおり **2段階で変更** します。
なお、市職員の勤務時間は、変更ありません。（原則 8：30～17：15）



2 対象

市役所本庁舎及び保健福祉センター
※公民館、図書館、総合体育館等は除く。

3 目的

- (1) 政策立案・情報共有等の時間の確保（業務改善）
政策立案・情報共有等の時間を確保し、生産性の向上を図ることで、より質の高い行政サービスの提供につなげます。
- (2) 職場環境の改善（働き方改革）
時間外勤務を前提とした職場環境を見直すことにより、働きやすい環境を構築し、優秀な人材の確保とその定着（職員のモチベーション向上）を図ります。

4 背景

- (1) 窓口対応に伴う準備や片付け、手続処理等のため、恒常的な時間外勤務が発生しています。
- (2) 日中（9時～16時）の来庁者が多く、朝・夕の来庁者は限定的です。
（第2段階の105分間短縮時の影響は、来庁者の約13.6%）
- (3) 来庁不要なサービスとして、ぴったりサービス（国運営）等のオンラインで可能な届出・申請や、住民票の写し及び印鑑登録証明書のコンビニ交付等の来庁不要な手続を実施しています。
※今後も各種オンライン申請等を追加し、DXを推進します。
※令和8年10月の第2段階の実施に向け、さらなるサービスの拡充を検討します。

5 周知方法

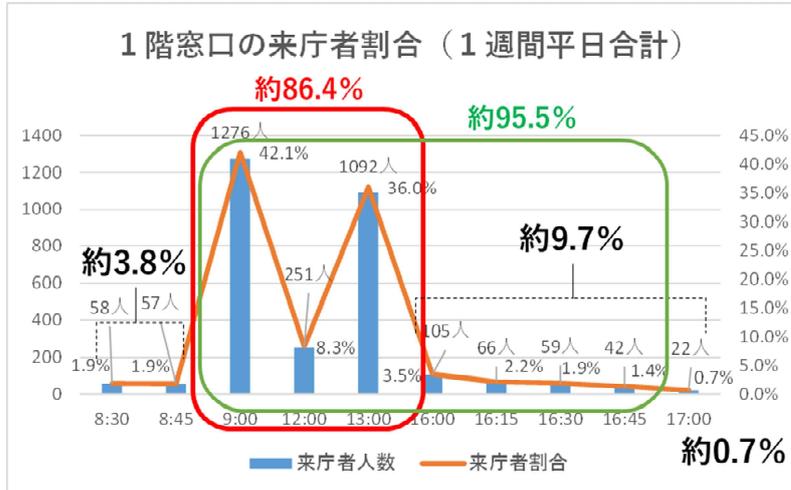
今後、詳しい運用方法について、市広報、市ホームページ、市公式LINE、ポスター掲示等で周知を図ります。

<参考>

1 来庁者の状況

日中（9時～16時）の来庁者が多く、朝・夕の来庁者は限定的

- ・第1段階：9時～17時（45分間短縮）の朝・夕の来庁者 ⇒ 約4.5%
- ・第2段階：9時～16時（105分間短縮）の朝・夕の来庁者 ⇒ 約13.6%



2 来庁不要なサービス等の現状

<p>コンビニ交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票、印鑑登録証明 	<p>ぴったりサービス</p> <p>※マイナンバーカードを利用したオンラインサービス全56種類（拡充中）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票、印鑑登録証明 ・児童手当関連 ・児童扶養手当関連 ・保育園の支給認定 ・保育施設等の現況届 ・乳幼児医療費の助成 ・ひとり親家庭等の医療費助成 ・要介護、要支援認定 ・重度障害者の医療費助成 ・高齢者への医療費助成 ・情報公開 ・所得課税証明書の発行 ・名寄帳の発行 ・納税証明書の発行 など 	<p>道路損傷</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路損傷情報のネット受付
<p>時間外窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票、印鑑登録証明、戸籍、マイナンバーカード ・納税相談 ・保育園の一斉申込 ・児童扶養手当の現況届 ・児童クラブ一斉申込 		<p>上下水道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道手続のネット受付
<p>支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民税、固定資産税、軽自動車税のオンライン決済 		<p>イベント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種イベントのネット受付
		<p>採用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用募集のネット受付
		<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種申請等のネット受付 ・各種申請等の郵送受付

3 開錠施設時間・電話受付体制（第1段階）

・庁舎出入口の開錠施設は、窓口サービスを行う時間に合わせて行いますが、関係者通用口（東側）を設けます。



・電話についても、原則として窓口サービス時間に合わせた運用としますが、緊急案件等の場合には、開庁時間外も臨機応変に受付します。（従来と同じ）

第2段階（令和8年10月1日～）については、第1段階での状況を踏まえて検討します。

開庁時間の変更に伴う時間外勤務の削減目標等について

【時間外勤務の削減】

開庁時間の変更を契機として、窓口担当だけでなく全庁的に時間外勤務の削減に取り組むこととし、以下を目標とします。（令和6年度比）

- 第1段階（9時～17時） 令和8年1月～
全庁で約5%の時間外勤務削減
- 第2段階（9時～16時） 令和8年10月～
全庁で約10%の時間外勤務削減

【財政効果額】

第2段階（令和8年10月）以降、時間外勤務手当を含む人件費等「年間2,000万円」以上の削減を目標とします。

【短縮時間を活用した業務改善】

- 第1段階は、時間外作業の勤務時間内へのシフト、事務手順の見直し、朝会・夕会による情報共有、執務室・窓口の整理整頓・環境美化 など
- 第2段階は、所属内面談、政策立案のための意見交換会、定例会議、DXの視点での業務見直し など
- 各段階で、各課が実施している好取組を収集し、水平展開することで、全庁的な業務改善を図ります。

尾張旭市民祭及び警固について

毎年恒例の尾張旭市最大のまつり「尾張旭市民祭」を開催します。

2日目には、市制施行55周年を記念して「尾張旭市ふるさと大使」であるTOMO（DA PUMP）さんと岡野兄弟が市民と共にスペシャルコラボステージを行います。

さらに、10年ぶりに市内各地区から全5流派の棒の手が集結し、馬の塔の駆け込みや鉄砲隊の発砲を披露する「警固」も行います。

【日 時】 令和7年10月11日(土)、12日(日)
午前10時～午後4時
(荒天中止・少雨決行)



【場 所】 スカイワードあさひ、城山公園一带

【主 催】 尾張旭まつり実行委員会、
尾張旭市、尾張旭市商工会



【内 容】 市内小学校の金管パレード、
市内中学校の吹奏楽演奏、お化け屋敷、
逆バンジー、商工会による店舗ポスター総選挙、
各種ブース、など

【その他】 次のイベントが同日開催されます。

○消防広場（11日・市消防本部にて）

○名古屋産業大学・名古屋経営短期大学合同大学祭
（11、12日・同大学にて）

警固とは

市内各地区の神社に奉納する献馬や棒の手が城山公園に一堂に会し、標具（だし）で飾った馬や棒の手の各流派の演技、火縄銃の発砲が勇壮に繰り上げられます。尾張旭市制5周年間隔で、5年に一度開催される市最大の文化行事です。

■担 当：

市民祭実行委員会事務局
（市役所産業課内）

電 話：

0561-76-8137（直通）

矢田川らくがきフェスティバルについて

矢田川河川緑地の魅力を多くの方に知っていただき、日常的ににぎわいのある風景が生まれるよう、矢田川らくがきフェスティバルを開催します。

矢田川散歩道に”けんけんぱ”などのらくがきコースを自由に描き、みんなで165mの壮大なアートを完成させる「らくがきコンテスト」などを、ふるさと大使のTOMO(DA PUMP)さんと一緒に行います。

【日 時】

令和7年11月8日(土)
午前10時～午後3時

【主 催】

尾張旭市

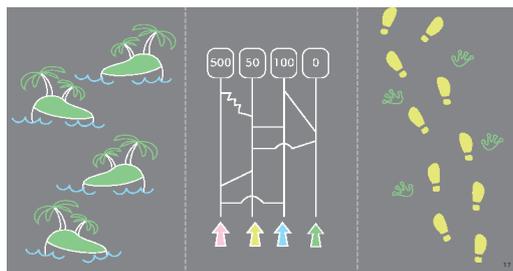
【場 所】

矢田川河川緑地(印場橋上流南側)



【内 容】

らくがきコンテスト(事前申込)、フリーらくがきスペース、大縄跳び、靴飛ばし、丸太切り、逃走中おにごっこ、ハードル走、移動図書館、貸出遊具、ドッグラン、キッチンカー



【その他】

- ・らくがきコンテストのみ要事前申込。9月1日から15日まで専用フォームから。
- ・コンテストの優秀作品は、後日ペイントして矢田川河川緑地に残ります。
- ・雨天の場合、フェスティバルは中止。コンテスト事前申込者を対象とした催しを同日実施。

■ 担 当:尾張旭市都市整備部公園農政課
電 話:0561-76-8161(直通)